

足 監 査 公 表 第 5 号

平 成 25 年 5 月 29 日

足利市長から監査の結果に対する措置について通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、下記のとおり公表する。

足利市監査委員 岩 崎 勝

足利市監査委員 岡 本 篤 典

足利市監査委員 黒 川 貫 男

記

監査対象	公益財団法人足利市みどりと文化・スポーツ財団 (都市建設部市街地整備課所管)
監査結果報告日	平成 24 年 2 月 27 日付け 足監査第 100 号 (財政援助団体等監査及び指定管理者監査)
措置結果通知日	平成 25 年 5 月 22 日付け 足都市第 57 号
監査結果	指摘事項 ・使用料については使用許可時に徴収すべきところ、大日苑では事後に精算し徴収していた。 ・使用料の減免にあたり、具体的な減免規定が整備されていない。
措置内容	・使用料について、使用許可時に徴収することとしました。 ただし、実施後、当初の申請内容に変更があった場合は、精算を行うこととします。 ・使用料の減免については、足利市都市公園条例施行規則を改正し減免規定を制定しました。